

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年7月21日)

## 【 件 名 】

- 1 鳥取県青少年問題協議会の開催結果と有害がん具刃物類の指定について  
(子育て王国課) . . . 1

子育て・人財局

# 鳥取県青少年問題協議会の開催結果と有害がん具刃物類の指定について

令和2年7月21日

子育て王国課

令和2年7月13日に令和2年度第1回鳥取県青少年問題協議会を開催し、有害がん具刃物類の指定について答申がありましたので下記のとおりご報告します。

## 1 令和2年度第1回鳥取県青少年問題協議会の開催結果

### (1) 鳥取県青少年問題協議会の概要

- ・ 地方青少年問題協議会法及び鳥取県青少年問題協議会設置条例に基づき、青少年の指導、育成、保護、矯正に関する総合的施策の樹立に必要な事項の調査審議や総合的施策について、知事及び関係行政機関への意見を提出する附属機関として設置。
- ・ また、専門部会として鳥取県青少年健全育成条例に基づき、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類（有害図書類）又は業界団体が構成する図書類の視聴等に適した年齢区分を審査する有害図書類指定審査部会を含む。

### (2) 開催日時

7月13日（月）10時から11時30分まで（特別会議室）

委員19名中15名出席

### (3) 審議事項

#### ○ 諮問事項「有害がん具刃物類の指定について」

- ・ 鳥取県青少年健全育成条例に基づく有害がん具刃物類として銃砲型近代洋弓（ボーガン、クロスボウ）を指定することについて諮問。
- ・ 出席委員15名全員が指定に賛成。

#### ○ 報告事項

- ・ 鳥取県青少年健全育成条例の第14次改正（児童ポルノの要求行為の禁止の新設）の進捗状況について
- ・ 第4次とっとり若者自立応援プランの改訂準備について
- ・ 令和2年度鳥取県青少年施策の概要について

## 2 有害がん具刃物類の指定について

### (1) 指定の経緯

令和2年6月4日、兵庫県宝塚市において銃砲型近代洋弓（ボーガン、クロスボウ）を使用した成人（23歳）による殺人事件が発生。当該事件を模倣した青少年（18歳未満）による類似事件の発生を未然に防止するため、銃砲型近代洋弓を鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第14条の2第1項の規定に基づき青少年に有害ながん具刃物類に指定する必要がある。※告示により指定

### (2) 指定内容（指定しようとする有害がん具刃物類）

名称：銃砲型近代洋弓（ボーガン、クロスボウ）

構造：洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの

### (3) 指定の効果

- ア 指定された場合、何人も18歳未満への譲渡等をしない努力義務が課される。（条例第15条）
- イ 指定された場合、販売店などは18歳未満への譲渡、販売や貸与、自動販売機への収納が禁止される。（条例第16条、第17条）
- ウ イに違反した場合は30万円以下の罰金（常習者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）の罰則がある。（条例第26条の2、第26条の5）